

二〇一二年一月

平城宮発掘調査出土木簡概報
(四三)

奈良文化財研究所



1

2



4



3

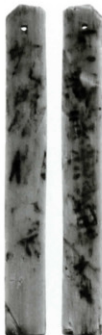
城 39-29



44



47



45
赤外



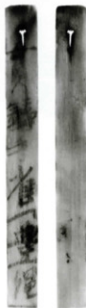
45



46
赤外



46



48
赤外



48



55
赤外



55



56



57



54



61 赤外



61



62



60



58



52



53



51



50



49



75



74



59



同右表
赤外



城 39-39



城 39-14



城 39-41

この概報には、『平城宮発掘調査出土木簡概報(三十九)』(二〇〇九年一月刊)・『同(四十)』(二〇一〇年一月刊)で報告した、平城宮跡東方官衙の大土坑SK一九一八九出土の木簡の続報を中心に収録する。

一、木簡の出土地点と状況

第四二九・四四〇次調査(6AAF区)

(二〇〇八年一月～四月、二〇〇八年二月～二〇〇九年二月)

平城宮第二次大極殿院・東区朝堂院・朝集殿院の東側には、南北に大きく四区画の官衙ブロックが連なり、東方官衙と呼んでいる。当研究所では、二〇〇六年度よりこの各官衙ブロックの概要を把握するための発掘調査を、6m幅の東西・南北両方向のトレンチを設ける方法で実施している。第四二九次調査は北から二番目のブロックを対象とするもので、調査面積は、計一三一四㎡である。

調査区東側では、密度の高い掘立柱建物群を検出したが、トレンチ調査であるため、全体的な配置や遺構変遷を確定するには至っていない。その中で、調査区南部の官衙ブロック南辺に近い部分で、大規模な廃棄土坑SK一九一八九の東端部分を検出し、多量の削屑を含む木屑層の存在を確認したため、遺構の全容を把握した上で、遺物の取り上げを図るべく実施したのが第四四〇次調査である。調査面積は、一部第四二九次調査と重複させた計二五五㎡である。

土坑SK一九一八九 東西約一m南北約7mの土坑で、深さは約

1m、壁は比較的直に立ち上がる。東方向へ二回の拡張を経て前述の規模になったとみられる。削屑を主体とする木簡が出土したレンズ状に堆積する木屑層は分厚いところでは厚さ50cmにも達する。土坑上部の輪郭部分には炭層が廻っており、これは木屑層が次第に炭層に遷移し、土坑の壁面に沿って立ち上がる様相を呈する。こうした堆積状況から考えて、土坑SK一九一八九は、単なる廃棄土坑ではなく、平城宮では初めての焼却土坑の可能性が高い。炭を主体とする層は、木屑の投棄後に火を点けて燃やした痕跡であろう。

こうした木屑の堆積は、逆の見方をすれば、中央部に向かって凹んだ状況を呈しているともいえる。この凹み部分の土層は三層に分けられ、下から粘性の強いシルト細砂の混合層(a)、礫と粗砂の混合層(b)、粗砂層(c)の順に堆積している。このうちa層には自然木の堆積も見られ、木簡を含む木質遺物も少量出土しているが、b層は土器片や瓦片が多く、木質遺物はごく少ない。a・b層は土坑内の凹みに形成された堆積層で、出土遺物は段階的に投棄されたものとみられる。これに対し、c層は非常に締まりのある土層で土坑上面全体に広がり、この付近を再度建物空間として用いる際の整地層の可能性が高い。c層からもごく僅かだが木簡が出土している(『平城宮発掘調査出土木簡概報(三十九)』、7など)。今後a・b層を上層、c層を最上層と呼び、木屑層と区別することとする。土坑SK一九一八九の周辺は、一時期ゴミ処理の場として機能していたとみられ、SK一九一八九の西にも同様の焼却土坑が点在する(但し、いずれも調査区内では完結しないため、掘り下げは行わ



図1 第429・440次調査遺構平面図 1:200

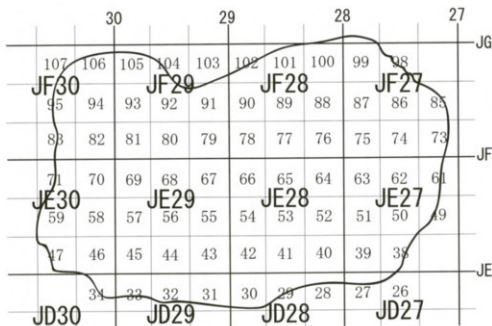


図2 土坑SK19189断面図(JFライン東西畦 北面反転)(上)と地区割図(下)

ず、遺物の取り上げは将来の全面調査に委ねることとした。

SK一九一八九の木屑層からは木簡をはじめ、櫛扇、杓子、サイコロなどのさまざまな木製品、平城宮IVを中心とする時期の土器、瓦、種子など、多種多様の遺物が出土した。また、削屑も多量に含まれているため、埋土は全て土ごと持ち帰り、整理室で遺物の洗い出しを進めている。埋土は遺物整理用コンテナで約二八〇〇箱にも及ぶ。このうち、第四二九次調査ではコンテナ約一五〇箱を持ち帰り、出土点数は二四一五七点(うち削屑二三四三七点)で、その概要は削屑を含めて、既に報告した。

本概報では、第四四〇次調査で持ち帰ったSK一九一八九の埋土の洗浄によって確認した木簡の一部を取録する。削屑は整理の済んだもののうち特に代表的なものに限ったことをお断りしておく。今後、整理のついた木簡を報告していく予定であるが、洗い出しの作業だけでさらに数年はかかる見込みである。洗い出しは地区ごとのまとまりを考慮して進めてはいるものの、整理の進行状況は順不同であり、各地区出土状況、ひいては遺構全体の木簡の全貌解明にはさらに数年を要するとみられる。

また、洗い出しで確認する木簡の大半は削屑で、削屑以外のものも細かな断片に分かれているものが多い。このため将来接続が判明して釈説の変更を余儀なくされるような場合が生じる可能性が多々ある点もご諒解いただきたい。

その他の発掘調査や遺構の詳細については、『奈良文化財研究所紀要二〇〇九』・『同二〇一〇』を参照されたい。

二、凡例

(一) 木簡は、内容により、文書、付札、その他の順に排列するのを原則とし、便宜的に通し番号を付した。

(二) 積文の漢字は、概ね現行常用字体に改めたが、「龍」「廣」「實」「證」「嶋」などについては右の字体を使用した。

(三) 積文に加えた符号は次の通りである。

- ・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。
- 木簡の上端もしくは下端に、孔が穿たれていることを示す。

……
同一木簡と推定されるが直接接続せず、中間の一字以上が不明なことを示す。

一一 木目と直交する方向の刻線が施されていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□□□ 記載内容から、上または下に一字以上の文字を推定できるもの。但し、削屑については煩雑になるので、この記号は省略した。

■ 抹消により判読が困難なもの。

々々々 抹消部分の字画が明らかかな場合に限り、原字の左傍に付した。

[X] 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇

所の左傍に・を付し、原字を上的重要で右傍に示す。異筆、追筆。

┌ 合点。

〔 校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。〕

() 右以外の校訂註、及び説明註。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、 文字に疑問はないが、意味が通じ難いもの。

(四) 積文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はmm)。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧付きで示した。なお、長さ・幅は木簡の文字の方向による。削屑については、法量の表記を省略した。

(五) 積文下の中段に、現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りで、四桁の数字を用いているが、本報では時代を示す千の位を省き、下三桁で表した。なお、端とは、木簡を木目方向に置いた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって、原

形の失われたもの。原形は6011・6015・6032・6041・

6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を主頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。

方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を

尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形

は6031・6032・6033・6043型式のいずれかと推定され

る。

6041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作

ったもの。

6043型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし

左右に切り込みを入れたもの。

6049型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし

ているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失わ

れたもの。原形は6041・6043型式のいずれかと推定さ

れる。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・

腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・

6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。() 内に

製品名を註記した。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によって、原形の判明しな

いもの。

6091型式 削屑。

括弧内の番号は、二次的整形の場合に推定できる原形の型式

番号を表す。

(六) 積文下の下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット・

数字)と層位を記した(但し、木簡のほとんどは木屑層の遺物

であるため、「木屑層」の註記は省略した)。Zは地区不明を

示す。複数の地区から出土した断片が接続した場合は、地区名

を十で併記した。

なお、第四四〇次調査では、土坑SK一九一八九について、

木屑層に限り一m間隔のグリッドで遺物を取り上げたため、小

地区名の次に「一」で一mグリッド名を併記した(図2参照)。

(七) 積文の出土地点の下に付した「*」印は、口絵写真に写真を掲

げた木簡を示す。例えば、「*3」は「図版二」に対応する。

本書の作成は、都城発掘調査部史料研究室が行った。木簡の釈読

には、渡辺晃宏・馬場基・山本祥隆があたり、井上幸が補助した。

編集に際しては、安居院京子・有田洋子・北野智子、北村有貴江・

小池綾子・杉本敬子・田中美香・寺尾淳子・南島真理子・吉岡直人

各氏の協力を得た。写真は企画調整部写真室の中村一郎の撮影によ

る。本書の編集は渡辺が担当した。

三、積文

第四〇次調査

SK一九一八九(6AAF区)

[者カ]

1. 波飽進上

• 年料進上 (192)・31・1 019 JF29—55 *1

(裏面下端ニ文字デハナイ墨付キアリ)

2. 客人在 宜

(193)・(6)・9 081 JF27—87 *1

[依カ] [請如件カ]

[納カ]

3. 言侍從信濃守「菅生」王

(135)・(3)・4 081 JF27—87 *1

[將曹カ]

4. 正六位上勳十一等佐伯宿祿 甘

[嶋カ]

•

(178)・(11)・6 081 JF28—54 *1

5. 西宮宇

• (重書アリ) (45)・(24)・3 019 JF28—76

6. 十一人 一人少將曹司 一人佐伯將監曹司

• (天地遊)

(214)・(13)・4 081 JF28—88

7. 一人葱 備使 一人 使

[山カ]

• (158)・(9)・5 081 JF28—78

8. 四日不直 (95)・(11)・4 081 JF28—90

9. 一番 充 一番

• 一番十九日持 (132)・(21)・3 081 JF27—74

10. 子 辰巳午
不不 夕夕夕

• (71)・(9)・3 081 JF27—75

- 11・日 一升 子丑寅一升 □ (90)・(7)・4 081 JF29—79
- ・七升
- 12・□□□甘 秦人成 物部人 □ (168)・(15)・1 081 JF28—65
- 13・□田主 金刺廣名 □□□□ □ (255)・(6)・6 081 JF27—74
- 14・□□□山背長人 □ 纒人足 (209)・(10)・3 081 JF27—75
- 15・□廣山 多紀福守 □□飯反□□ (116)・(23)・4 019 JF27—75
- 16 □大風徒 (63)・(13)・3 081 JF29—92
- 17 外正五位下 (65)・(16)・1 081 JF29—55
- 18 外從五位下行□□□□連 (269)・(18)・6 081 JF29—93
- 19・正六位上□ □ (69)・34・2 081 JF28—65
- 20 □□正八位下尾張 □□□□□ (120)・(15)・3 081 JF29—92
- 21・大初位上 □□ (46)・(13)・5 081 JF28—65
- 22 少初 (26)・(5)・1 081 JF29—92
- 23 阿刀廣足 (81)・22・5 081 JF29—55
- 24 穴太郎 (64)・(19)・3 081 JF29—79

- 25・穴大□□
 ・□□ (116)・(13)・5 081 JF28—88
- 26 [糸カ]
 □井国足 (49)・(13)・1 081 JF28—54
- 27 宇治越方 (16+71)・(6)・4 081 JF29—80
- 28 大伴□□ (88)・(8)・2 081 JF28—78
- 29・掃守宿祢廣麻
 ・掃守宿祢廣□ (121)・26・13 081 JF28—76
- 30 桑原国吉 (111)・(20)・1 081 JF27—75
- 31・田辺家□□□
 ・□□ (158)・(8)・3 081 JF28—65
- 32 中臣当 (86)・(14)・2 081 JF29—79
- 33 丈部茂人 (95)・22・2 081 JF28—88
- 34 丈部豊 (46)・(13)・2 081 JF28—78
- 35・□部人根
 ・□□ (56)・(5)・5 081 JF27—75
- 36 葛井連根□ (66)・(18)・2 081 JF29—55
- 37 山口安麻呂 (151)・(6)・4 081 JF27—87
- 38 若宮老子 (111)・24・3 081 JF28—90
- 39 [竹カ]
 □□守公主 巳午□ (80)・(6)・2 081 JF27—75

46・〇一千文 神護景雲□年□月

・〇貫□

□ 103・19・4 011 JF28—90 *2

40・□□□□

・牛甘

(78)・(9)・7 081 JF29—80

41 □□大藏□

(41)・(9)・1 081 JF29—79

47・〇一千文 宝龜元年十月

・〇貫仕丁佐伯馬甘

100・18・4 011 JF29—79 *2

42 □□千繼

(76)・(19)・2 081 JF29—79

48 〇貫鑄手雀部豐繩

(現状デハ反対面ニハ墨痕ナシ)

100・11・2 011 JF28—42 *2

43 □□□□万呂 今交易 (100)・(10)・2 081 JF29—92

44・〇一千文 神護景雲四年九月

・〇貫仕丁佐伯馬養

92・16・3 011 JF27—75 *2

49 春宮

56・14・3 031 JF28—78 *4

50 内臣

76・25・5 031 JF28—54 *4

45・〇一千文 神護景雲四年九月

[民領カ]

・〇貫□□八廣

109・13・5 011 JF28—90 *2

51 五位已上

81・21・4 031 JF28—90 *4

52 番長□米

131・21・3 031 JF28—90 *4

- 53 佐伯□ (92)・17・4 039 JE28上層 *4
- 54 坂合 萬苜 (83)・15・3 019 JE28—42 *3
- 55 菟 東 213・18・3 051 JE28—54 *3
- 56 薊 東 (156)・12・3 019 JE28—54 *3
- 57 可備入坂合卅五□ (111)・(15)・2 081 JF28—78 *3
〔×卅カ〕
- 58 □ 国司掾正七位上阿倍朝臣橋麻呂
郡司少領外正八位上文部直稻敷
(右辺ノ切り込ミハ表面ノミ)
(165)・22・4 039 JF27—74 *4
- 59 ・遠敷郡野郷 委部惊人御
調塩一斗
・ 神護景雲三年九月 192・35・4 033 JF28—100 *5
- 60 上堅魚五連五節 (155)・20・5 011 JE27上層 *4
- 61 龜堅魚 盛三連 131・26・3 032 JF27—87 *4
- 62 龜堅魚 盛三連 (129)・26・2 032 JF28—90 *4
- 63 ・衛府□□
- 64 ・野 □□ (74)・(20)・2 081 JE29—55
- 64 ・□月六日□□
騎□□
・ 奇 奇貸 □□□ (128)・31・1 081 JE29—55
- 65 ・大尉□ (45)・(10)・2 081 JE28—54
- 66 一人府生 (57)・(7)・2 081 JE28—54

77 ・ 文 文 文 文 文 文 文 文 (右側面)

82 ・ 位 位 位

・ 文 文 文 文 文 文 文
楯木楯

(表面)

・ 従 從 (重書アリ)

(96)・(40)・7 061 081 JF28—78

・ 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯 (左側面)

・ 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯 (裏面)

133・29・24 065 JF28—90

83 倚 穴 寄 寄 寄 寄

256・46・11 011 JE27上層

78 ・ 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯 楯

・ 恋 恋 恋 恋 恋 恋 恋 恋

(112)・(13)・2 081 JF28—76

84 ・ 稲 稲 稲 稲 稲 稲 稲 稲 部 服 部

・ 稲 稲 (物差シトシテノ目盛アリ)

(表裏両面トモ他ニモ重書アリ)

114・24・7 061 JE29上層

79 □ 鹿 鹿 鹿 鹿 有

□ 道 首 首 首 首

(右辺ニ切り込ミニカ所アリ)

(70)・(17)・2 081 JF28—77

85 ・ 売 買

・ 売 買

105・64・14 011 JF28上層

80 為 為 為 為 為 為 為 為

道 道 道 道 道 道 道 道

(89)・(16)・1 081 JF28—77

(表裏両面トモ他ニモ重書アリ)

86 □ 付 付 付 付 付 付 付 付 景 景

81 □ □ □ □ □ □ □ □

道 道 道 道 道 道 道 道

(57)・(13)・1 081 JF28—77

(22)・(176)・1 081 JF27—75

- 87 府奏……合宿侍外衛已上百三人 091 JF28-54
- 88 請黃端疊□ 091 JF28-90
- 89 □□□ 西門 091 JF29-92
- 90 □海藻使 091 JF28-90
- 91 □波内親王□ 091 JF27-75
- 92 □□大輔内匠頭 091 JF29-92
- 93 □督藤原朝臣 091 JF29-92
- 94 □_[位カ]下勲六等陸奥 091 JF29-92
- 95 □_[藏カ]勳十二等大伴柴田臣大野武□
□陸奥公大浪 091 JF28-88
- 96 □連
飯虫
垂水公鮎万呂 091 JF28-88
- 97 井兵守三人
□_[] 091 JF28-76
- 98 □兵守三人 091 JF28-88
- 99 □花寺兵□ 091 JF29-92
- 100 秦難波麻 091 JF29-92
- 101 繼麻呂 091 JF28-78

【积文補訂】（城は『平城宮発掘調査出土木簡概報』を示す。）

城三九—14（接統判明）

- 西宮 山辺奥人 猪五月 伊賀人麻呂 大部浄人
- 栗田人主 大部赤麻呂 国真国 吉師豊成 酒部三方

十一月廿一日

253・23・5 011 JF28—76 + JF28—89 *6

城三九—29（接統判明）

- 〔五カ〕
- 位下葛井連根主

(147)・(9)・2 081 JE29—67 + JF28—76 *1

城三九—39（接統判明）

- 〔廣継カ〕
- □□□字治息嶋 若麻統大甘 □□
- 東宮 □□廣浜 □□正月□□
- □□□足尾 □□葱□□

224・(25)・2 081 JF28—78 *6

城三九—41（接統判明）

- 足 秦貞麻呂 秦廣茂 大部廣主
- 原嶋守 多米国人 高安乙人

〔柴カ〕

(291)・(40)・2 081 JE28—66 + JE28—54 *6

城三九—94（接統判明）

- 齋防春宮防西□□西

〔成選〕

- □□部□□□
- 道□□廣慮□□

〔模様〕

(172)・36・2 019 JF28—78

城一九—11頁上 (178)

- 益頭郡高楊郷中家里他田部目甲堅魚
- 五烈八節 神龟元年十月 219・18・4 011 EK28

城一九—11頁上 (179)

- 駿河国益頭郡高□□ □□ [楊郷カ]
- 天平勝寶七歳十月 (103)・25・5 039 JM27

城一九一—二頁上 (184)

駿河国駿河郡子松郷津守部宮麻呂役荒堅魚拾老斤拾兩

天平寶字二年

〔〕当 国司目従六位下息長丹真人大
郡司少領正六位下金刺舎人足人

338・26・4 032 JH27

城一九一—二七頁下 (309)

『平城宮木簡七』三六六 (保存処理後の再積読)

・ o 一千瓦

・ o 賈民領恵我馬養

84・21・4 011 JD27

・ 伊勢国安農郡阿里斗部身

200・24・4 051 EC55 三三三七次

城一九一—二九頁下 (336)

〔合力〕
□請請解謹解申事解解奈尔浪都尔

〔布由己力〕

・ 佐久夜己乃浪奈□□□

535・(38)・4 081 J027

城二—八頁上 (32) (接統判明)

・ 今急召舎人 田中朝臣人上 「小治田御立」
「多比真人□□」 「竹田臣□養」

・ 右四人 和銅七年九月廿五日符小野臣□□馬

259・33・5 011 TH11

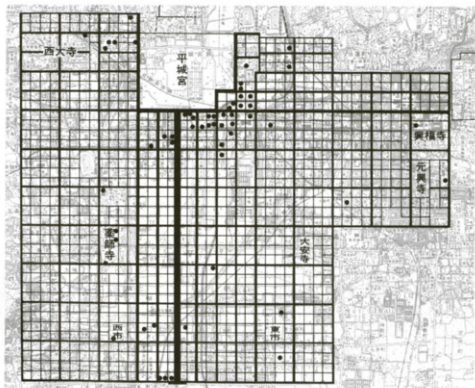
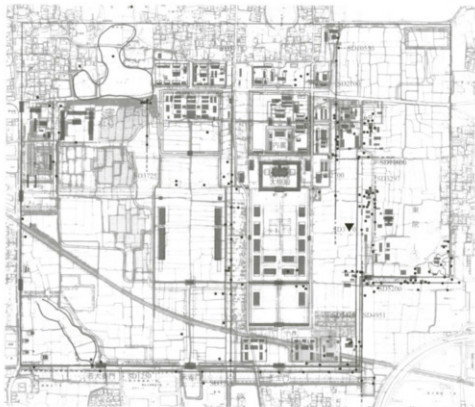
城二—一三四頁下 (387) (接統判明)

丹生郡鴨里米一石

197・22・3 033 TH11

『平城宮木簡七』正誤表

行	本巻	訂正	訂正理由	頁	訂正	訂正理由
111	4			5	5	5
112	19	14・15		19	14・15	
113				113		
114	11303	釈文	九子大屋	11303	九子大屋	
115	11305	法量	947 × 141 × 4	11305	947 × 141 × 4	
116	11312	法量	8	11312	8	
117	11313	法量	1	11313	1	
118	11322	法量	1	11322	1	
119	11363	法量	1	11363	1	
120	11368	法量	1	11368	1	
121	11369	中一地区	9349	11369	9349	
122	11369	法量	1	11369	1	
123	11369	法量	1	11369	1	
124	11369	法量	1	11369	1	
125	11372	法量	117 × 121 × 1	11372	117 × 121 × 1	
126	11391	法量	105 × 122 × 1	11391	105 × 122 × 1	
127	11394	釈文	伊予	11394	伊予	
128	11394	中一地区	9359	11394	9359	
129	11395	釈文	船渡渡	11395	船渡渡	
130	11391	法量	230 × 20 × 4	11391	230 × 20 × 4	
131	11395	中一地区	9354, 9375	11395	9354, 9375, 9375	
132	12024	中一地区	9C34	12024	9C34	
133	12054	中一地区	9C47	12054	9C47	
134	12055	中一地区	9C59	12055	9C59	
135	12092	中一地区	9C59	12092	9C59	
136	12110	法量	131 × 93 × 1	12110	131 × 93 × 1	
137	12162	法量	120 × 122 × 1	12162	120 × 122 × 1	
138	12174	法量	60 × 23 × 1	12174	60 × 24 × 2	
139	12179	中一地区	9C59	12179	9C59	
140	12182	中一地区	9C59	12182	9C59	
141	12198	法量	120 × 110 × 1	12198	120 × 110 × 1	
142	12244	中一地区	9C59	12244	9C59	
143	12294	法量	90 × 1 × 101 × 21	12294	171 × 101 × 21	
144	12353	中一地区	9C59	12353	9C59	
145	12356	中一地区	9C59	12356	9C59	
146	見出し			見出し		
147	見出し			見出し		
148	見出し			見出し		
149	見出し			見出し		
150	見出し			見出し		
151	見出し			見出し		
152	見出し			見出し		
153	12350	釈文	伊予	12350	伊予	
154	12619	法量	187 × 131 × 4	12619	187 × 131 × 4	
155	12703	法量	113 × 134 × 2	12703	113 × 134 × 2	
156	12703	法量	120 × 120 × 1	12703	120 × 120 × 1	
157	12713	中一地区	9C27	12713	9C27	
158	12724	法量	117 × 110 × 4	12724	117 × 110 × 4	
159	12728	法量	120 × 101 × 2	12728	120 × 101 × 2	
160	12743	中一地区	9C27	12743	9C27	
161	12743	中一地区	9C27	12743	9C27	
162	12743	法量	117 × 110 × 2	12743	117 × 110 × 2	
163	12743	法量	12 × 110 × 20	12743	12 × 110 × 20	
164	12787	法量	127 × 27 × 2	12787	127 × 27 × 2	
165	12816	法量	118 × 11 × 1	12816	118 × 11 × 1	
166	12849	法量	1	12849	1	
167	12890	釈文	□	12890	□	
168	12903	中一地区	9C47	12903	9C47	
169	12909	法量	133 × 110 × 2	12909	133 × 110 × 2	



平城宮跡(上)・平城京跡(下)木簡出土地点図
 (●木簡出土地 ▼本号掲載木簡出土地)

二〇二二年一月二五日印刷

二〇二二年一月三〇日発行

平城宮発掘調査出土木簡概報（四十二）

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

〒630-8577

奈良市二条町二一九一

TEL 〇七四二一三〇一六八三七

FAX 〇七四二一三〇一六八三〇